

宿泊約款

第1条(適用範囲)

- 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が先行するものとする。
- 当宿は、宿泊以外のサービスは提供していません。

第2条(宿泊引き受けの拒絶)

当宿は次の場合には宿泊の引き受けをお断りする場合があります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。
- 満室により客室の余裕がない場合。
- 宿泊しようとするものが宿泊に関し法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
- 宿泊しようとするものが伝染病であると認められる場合。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- 天災・施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合
- 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び有害な物品を持ち込む場合。
- 過去に第11条の適用を受けたものである場合。

第3条(氏名等の明告)

- 当宿に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿に明告いただきます。
 - 宿泊者の氏名・住所・電話番号・性別・年齢
 - 宿泊日及び到着予定時刻・宿泊日数
 - 宿泊料金
 - その他当宿が必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第2号宿泊日数を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第4条(宿泊契約の成立)

- 宿泊契約は、当宿が前項の申し込みを承諾した時点で成立するものとする。ただし、当宿が承諾しなかったことを証明した場合はこの限りではありません。
- 前項の規定により、宿泊契約が成立した場合には、宿泊期間(3日間を超える場合は3日間)の基本宿泊料を限度として当宿が定める申込金を、当宿が規定する期日までに、お支払いいただきます。
- 申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた場合は、違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金支払いの際に返還いたします。
- 第2項の申込金を同項の規定により当宿が指定した期日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失います。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第5条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当宿は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる場合があります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第6条((宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約に全部又は一部を解除した場合(第4条第2項の規定により当宿が

申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除くは、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿が第5条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した際の違約金支払い義務について、当宿が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

4. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊客がその連絡をしないで到着をしなかったことが列車・航空機等の公共運送機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは第1項の違約金は申し受けません。

第7条(当宿の契約解除権)

1. 当宿は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行者をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 前項第2条の規定する場合に該当するとき。

(6) 寝室での寝たばこ、消防用施設に対するいたずら、その他当宿が定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わないとき。

2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は申し受けません。

第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当宿において、次の事項を登録いただきます。

(1) 宿泊客の氏名・住所及び職業・マイナンバー

(2) 外国人にあっては、国籍番号・旅券番号

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当宿が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする場合は、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示いただきます。

第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当宿を使用できる時間は午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿は、午前11時以降の時間延長はいたしません。

第10条(利用規約の遵守)

宿泊客は、当宿においては、当宿が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条(宿泊継続の拒絶)

当宿はお引き受けした期間中と言えども、次の場合は宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 宿泊者以外の者を客室内に入れた場合。

(2) 第2条・第3号から第8号まで該当することとなった場合。

(3) 前条利用規約に従わない場合。

第12条(料金の支払い)

1. 宿泊料金等の支払いは、当宿が定めた方法により予約時にお支払いいただきます。

2. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

第13条(当宿の責任)

1. 当宿の宿泊に関する責任は宿泊者が宿泊の登録を行ったとき又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり宿泊者が出発するために客室を開けた時に終了します。
2. 宿泊者が当宿内に掲示した利用規約に従わないために発生した事故に関して当宿はその責任を負いません。
3. 当宿の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災・その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

第14条(寄託物等の取扱い)

1. 当宿では寄託物等の取扱いは行っておりません。
2. 宿泊者が当施設内にお持込になった物品又は現金並びに、貴金属に関しては、当宿の故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第15条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊者手荷物等の、宿泊に先立っての受け取り保管はいたしかねます。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品に関しては最寄りの警察署へ届け、その他の物品に関しては処分させていただきます。

第16条(駐車場の責任)

宿泊客が当宿の斡旋により駐車場をご利用になる場合、当宿は場所をご案内するものであり、車両の責任管理を負うものではありません。

第17条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意または過失により当宿が損害を被った時は、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

別表:違約金

基本宿泊料に対する違約金の比率

15～21日前
宿泊料金の30%
6～14日前
宿泊料金の50%
2日前から5日前
宿泊料金の80%
当日・前日
宿泊料金の100%
無連絡キャンセル
宿泊料金の100%